

かわさき し た ぶん か きょう せ い し ゃ か い す い し ん し し ん
川崎市多文化共生社会推進指針

とも い ち い き し ゃ か い
—共に生きる地域社会をめざして—

がいようばん
(概要版)

**Guía de Promoción de la Sociedad
Multicultural de la Ciudad**

다문화 공생 사회 추진 지침

Multicultural Society Promotion Guide

**Guia de Promoção da Sociedade
Multicultural da Cidade**

多文化共生社会推進指針

へいせい ねん がつ
2015(平成27)年10月

かわ さき し
川 崎 市



KAWASAKI CITY

外国人市民の状況

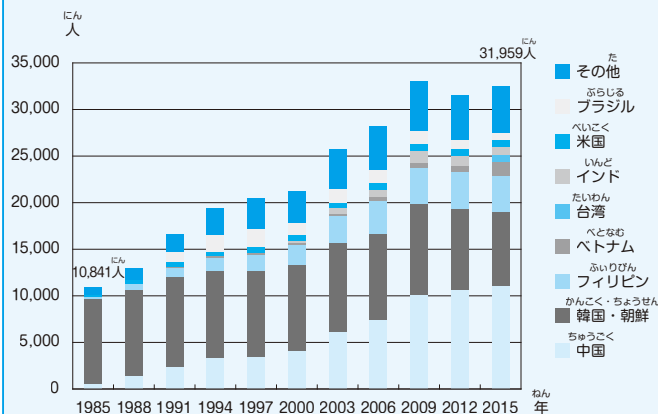
川崎市の外国人住民人口（※）は、2015(平成27)年6月末日現在、122 の国籍・地域の 31,959 人で、全市民に占める割合は 2.17% となっていて、その出身国や来日の理由も年々多様化しています。

本市の外国人住民は、1980 年代に入るまでその多くが歴史的経緯により特別永住資格を有する在日韓国・朝鮮籍の方で占められていました。その後、地球規模での社会・経済構造の変化により、国境を越えた人の移動が活発になる中で、1990（平成2）年の出入国管理及び難民認定法の改正等もあって、様々な国から在留資格も多様な人々が来日し、市内全域にわたって居住するようになってきました。

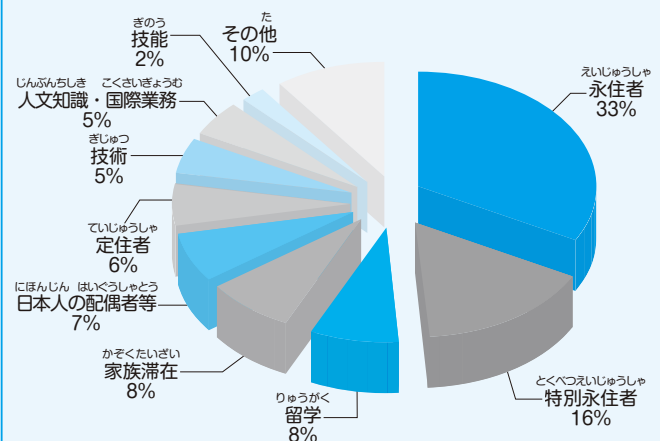
2014（平成26）年に実施した外国人市民意識実態調査では、前回の調査（1993（平成5）年実施）と比較して、市内居住年数は全体的に長くなっています。また、全体の半数以上の子どもの日本国籍を持ち、日本国籍を持つ「外国につながる子ども」の割合が大きいこともうかがえるなど、外国人市民の状況も時代とともに変化しています。

【2015(平成27)年6月末日現在】

外国人住民人口の推移



在留資格別比率



（※）外国人住民人口：住民基本台帳における外国籍の住民登録者数。（日本国籍を持つ外国人市民は含まれていません。）

【外国人市民】本市では、外国籍の住民は地域社会を構成するかけがえのない一員と考え、1996（平成8）年の川崎市外国人市民代表者会議条例の制定から「外国人市民」という言葉を使用しています。さらに、本指針では外国籍の住民だけでなく、日本国籍であっても外国につながる人（国際結婚により生まれた人、中国帰国者、日本国籍を取得した人等）も視野に入れて使用しています。

施策の具体的推進内容

1 行政サービスの充実

外国人市民が健康で安心して安全に生活するために必要な情報や行政サービスを受けられるよう、施策の充実や環境整備に努めます。

(1) 行政サービスの提供

- ①市の行政サービスを等しく提供できるよう、常に外国人市民の存在を認識し、施策のあり方を検討します。
- ②新在留管理制度及び外国人市民に係る住民基本台帳制度が市民に定着するよう努めます。
- ③新在留管理制度に伴う課題・状況の把握に努め、必要に応じて国に働きかけます。

(2) 情報提供・相談窓口

- ①情報の多言語化や外国人市民情報コーナーの充実等、情報提供の改善に努めます。
- ②外国人相談体制の充実に努めます。
- ③外国人市民の人権侵害に関して、人権オンブズパーソン制度の活用 に努めます。

(3) 年金制度

- ①年金加入促進のため、脱退一時金を含めた制度の広報啓発に努めます。
- ②外国人従業員の年金加入について、より積極的に事業者等に働きかけます。
- ③制度的無年金者に対する救済・改善措置及び脱退一時金制度の改善について国に働きかけます。

(4) 保健・医療

- ①医療機関にかかる際の多言語資料等の普及に努めます。
- ②外国人市民の母子保健の充実に努めます。
- ③外国人市民に対して、健康保持や病気予防等の広報啓発に努めます。
- ④医療保険加入を促進するため、医療保険制度の広報啓発を進めます。
- ⑤外国人従業員の医療保険加入について、より積極的に事業者等に働きかけます。
- ⑥保険未加入者等の診療にあたる医療機関への医療費対策の充実を検討します。
- ⑦神奈川県が実施する医療通訳派遣システム事業の運営に参加し、医療通訳の充実に努めます。
- ⑧医療保険制度の改善を国に働きかけます。

(5) 福祉

- ①福祉サービスの広報を積極的に行います。
- ②保育所入所児童について、言語や生活習慣等の違いに配慮した保育環境の整備に努めます。
- ③「外国人高齢者福祉手当」、「外国人心身障害者福祉手当」の充実に努めます。

- ④介護を必要とする高齢者・障害者への福祉・介護保険サービスの提供にあたって、言語や生活習慣等の違いに配慮するよう、サービス提供者との連携に努めます。
- ⑤「川崎市DV防止・被害者支援基本計画」に基づき、外国人に対するDV（ドメスティック・バイオレンス）防止及び被害者の支援の取組の充実に努めます。

(6) 住宅

- ①住宅基本条例や居住支援制度等の広報啓発を進めるとともに、相談体制の充実に努めます。
- ②民間賃貸住宅の入居差別の解消や安定した居住の確保に努めます。

(7) 防災

- ①災害時において、外国人市民が差別されことなく適切な情報提供や対応が行われるような体制の整備に努めます。
- ②外国人市民に対して、防災に関する啓発に努め、情報を多言語で広報します。
- ③災害時の対応に備えて、市民グループ、ボランティア団体等との連携に努めます。

2 多文化共生教育の推進

すべての子どもの学習権を保障し、社会における少数の立場の人（マイノリティ）の文化を尊重するとともに、自立と相互理解が図られる教育を推進します。

(1) 就学の保障と学習支援

- ①全ての義務教育年齢の子どもに就学の権利を保障するとともに、全ての子どものための学習環境の整備に努めます。
- ②就学、学習、進路等、教育全般に関わる相談体制の充実に努めます。
- ③日本語指導が必要な児童生徒に対し、生活に必要な日常語、学習に必要な言語の習得支援の充実に努めます。

(2) 違いを認め合う教育

- ①日本人と外国人が互いを認め合い尊重しあえる多文化共生教育を、外国人市民とともに推進します。
- ②社会における少数の立場の人（マイノリティ）が母語・母文化を大切にしながら、文化的アイデンティティを形成できるよう、環境の整備に努めます。
- ③外国人学校との交流を推進するとともに外国人学校への支援に努めます。
- ④教職員に対して、人権・多文化共生に関する研修の充実に努めます。

(3) 地域における学習支援

- ①日本語学習をはじめとする学習支援等の充実に努めます。
- ②外国人市民に対して、日本の社会・制度・文化に関する理解の促進に努めます。

(4) 家庭へのサポート

- ① 外国人保護者の状況に配慮した情報提供や支援に努めます。
- ② 母語・母文化の重要性を理解・尊重し合えるよう、家庭との連携に努めます。

3 社会参加の促進

外国人市民が主体的に市政参加できる環境の整備に努めるとともに、地域社会の構成員として、自己の能力を十分に発揮しながら様々な活動に参加できるよう施策を推進します。

(1) 市政参加

- ① 外国人市民代表者会議の充実を図り、外国人市民の意見の施策反映に努めます。
- ② 市の審議会や区民会議等で、外国人市民委員の参加を積極的に進めるとともに参加しやすい環境づくりに努めます。
- ③ 住民投票制度の運用にあたっては、外国人市民が参加しやすい環境づくりに努めます。
- ④ 地方参政権の実現については、他の自治体と連携しながら国に働きかけることを検討します。

(2) 地域における外国人市民グループ等の活動

- ① 町内会・自治会、PTA等に対して、外国人市民をその構成員として認め、相互理解や交流を進めるよう啓発に努めます。
- ② 外国人市民グループ、支援グループ等が活動しやすい環境の整備に努めます。

4 共生社会の形成

すべての市民が違いを認め合い共に生きる社会をつくるため、市民、行政、事業者それぞれに対して意識啓発を進めるとともに、内外に開かれた地域社会づくりを促進します。

(1) 市民への意識啓発

- ① 国籍、民族、文化の違いを越えて、すべての人が互いを認め合い差別をなくすよう啓発に努めます。
- ② 市民グループ、ボランティア団体等に対し、多文化共生の考え方についての広報・啓発に努めます。
- ③ 文化芸術活動を通じて市民が多様な文化を理解し、尊重しあうことができるよう、地域などでの文化交流の促進に努めます。

(2) 市職員等の意識改革

- ① 人権意識や多文化共生意識を啓発するため、市職員及び教職員に対する研修等を充実させます。
- ② 外国人市民の存在を十分に認識しながら業務を行っていくよう、市職員の意識啓発に努めます。

(3)市職員の採用

- ①市職員の採用や任用のあり方については、他の自治体と連携しながら検討していきます。
- ②多文化共生社会の形成に向け、非常勤嘱託員や臨時的任用職員についても外国人市民の採用に努めます。

(4)事業者への啓発

- ①事業者が外国人の就職や労働条件において差別をせず、適正な雇用が行われるよう広報啓発に努めます。
- ②従業員に人権意識や多文化共生意識を啓発するよう、事業者に働きかけます。
- ③意識啓発のための事業所内研修の支援に努めます。

(5)国際交流センターの活用

- ①国際交流センターの利用の促進と、多文化共生に向けた事業の充実に努めます。
- ②公益財団法人川崎市国際交流協会が行う相談事業や翻訳、通訳サービスの拡充に向け支援します。
- ③公益財団法人川崎市国際交流協会と連携し、国際交流・協力を目的とする市民グループ等の活動を支援し、市民主体の国際交流・協力を促進します。
- ④公益財団法人川崎市国際交流協会と連携し、修学援助、住宅相談等外国人留学生の支援の充実に努めるとともに、市民との交流を促進します。

5 施策の推進体制の整備

外国人市民に関わる施策を総合的に推進するため、行政内部で連携・調整機能を充実させるとともに、市民、関係機関・団体等との連携及び国等への制度改善等の働きかけを行います。

(1)行政組織の充実

- ①施策推進のため、全庁的な会議等を中心に関係局間の連携・調整機能を充実させます。
- ②他都市及び神奈川県との情報交換、連携を進め、施策展開の課題・問題点等の認識を深めます。
- ③指針に基づく施策の進行管理及び評価を行います。
- ④多文化共生社会の推進状況を把握し、施策に役立てるために、外国人市民の生活と意識に関する実態調査を定期的に実施するよう努めます。
- ⑤外国人市民であることを理由とする差別の解消と人権侵害の防止に向けた施策について検討します。

(2)関係機関・ボランティア団体等との連携

- ①市民グループやボランティア団体等との連携のあり方を検討します。

(3)国等への働きかけ

- ①外国人市民の生活に関わる法や制度の改善を国・神奈川県へ要望します。

かわさきしたぶん かきょうせいしゃかいすいしんししん 川崎市多文化共生社会推進指針

< 基本目標 : 多文化共生社会の実現 >

国籍や民族、文化の違いを豊かさとして生かし、すべての人が互いに認め合い、人権が尊重され、自立した市民として共に暮らすことができる「多文化共生社会」の実現をめざします。

< 基本理念 >

① 人権の尊重

人権に関する国際原則等を踏まえ、異なる文化的背景をもつ市民が差別や人権侵害を受けることがないように、外国人市民に関わる施策等の推進に努めます。

② 社会参加の促進

外国人市民が、個人として本来もっている豊かな能力を発揮して、市民として様々な活動に主体的に参加し、共にまちづくりを担うことができるよう、地域社会への参加の促進に努めます。

③ 自立に向けた支援

日本語の理解力や文化の違いなどにより生活に支障をきたしている外国人市民が、文化的アイデンティティを保持しながら主体的に地域社会に関わることができるよう、自立に向けた支援に努めます。

< 施策推進の基本方向 >

1 行政サービスの充実

- | | |
|---------------|--------|
| (1) 行政サービスの提供 | (5) 福祉 |
| (2) 情報提供・相談窓口 | (6) 住宅 |
| (3) 年金制度 | (7) 防災 |
| (4) 保健・医療 | |

2 多文化共生教育の推進

- (1) 就学の保障と学習支援
- (2) 違いを認め合う教育
- (3) 地域における学習支援
- (4) 家庭へのサポート

3 社会参加の促進

- (1) 市政参加
- (2) 地域における外国人市民グループ等の活動

4 共生社会の形成

- | | |
|---------------|-----------------|
| (1) 市民への意識啓発 | (5) 国際交流センターの活用 |
| (2) 市職員等の意識改革 | |
| (3) 市職員の採用 | |
| (4) 事業者への啓発 | |

5 施策の推進体制の整備

- (1) 行政組織の充実
- (2) 関係機関・ボランティア団体等との連携
- (3) 国等への働きかけ

< 重点課題 >

- 1 情報の多言語化と通訳体制の拡充
- 2 日本語学習支援の拡充

- 3 施策推進の地域拠点づくり
- 4 差別解消施策の検討

川崎市多文化共生社会推進指針について

社会経済状況の変化などによるグローバル化が進展する中、様々な国・地域から多くの人々が来日し、地域で生活する外国人市民はより身近なものとなっています。

本市では、国籍や民族、文化の違いを豊かさとして生かし、すべての人が互いに認め合い、人権が尊重され、自立した市民として共に暮らすことができる「多文化共生社会」の実現に向け、2005（平成17）年に、全国に先駆けて「川崎市多文化共生社会推進指針」を策定（2008（平成20）年改定）し、外国人市民に関わる施策等を体系的かつ総合的に推進してきました。このたび、新在留管理制度の開始など外国人市民を取り巻く環境の変化や新たな課題に対応するため、2度目の改定を行いました。

改定にあたっては、これまでの構成を基本とし、多文化共生社会の実現に向けて個別施策を推進する際の新たな視点として「重点課題」を設け、すべての年齢層を対象とした施策という包括的観点の必要性や、外国人市民意識実態調査の結果などにより明確になった課題などを考慮して、施策全体に関わる課題を掲げるとともに、各施策の具体的な推進内容の見直しを行いました。

「川崎市多文化共生社会推進指針―共に生きる地域社会をめざして―」は、市のホームページに掲載しているほか、かわさき情報プラザや各区の市政資料コーナー、各区図書館等で閲覧できます。

<http://www.city.kawasaki.jp/250/page/0000040959.html>

「川崎市多文化共生社会推進指針―共に生きる地域社会をめざして―」（概要版）



KAWASAKI CITY

2015（平成27）年10月 改定

川崎市 市民・こども局 人権・男女共同参画室

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

Tel 044(200)2359 Fax 044(200)3914 e-mail 25gaikok@city.kawasaki.jp